

規程細則 (2024.04.01)

【事業方法書】

1. 第2条（共済事業を行う区域）

- (1) 海外の子ども会は安全共済会に加入することができない。
- (2) 日本国内の子ども会の被共済者が海外での子ども会活動中に被った傷害又は疾病については補償の対象となる。（ただし、放課後安心特約については対象外。）
なお、医療共済金については健康保険等が適用される治療（海外で治療を受けたものの内、海外療養費として認定されたものを含む）を受けた場合に限る。（共済約款第7条第1項）

2. 第3条（契約者の範囲）第2項

- (1) 放課後体験活動事業を行う子ども会については、日常活動をすべて子ども会活動と認定する。
ただし、子ども会賠償責任保険の被保険者となることから通常活動日時および個別活動の内容および日時を提出する必要がある。

3. 第4条（共済金受取人）

- (1) 共済金受取の口座は、請求者又は同一世帯内の家族名義口座を原則とする。
- (2) 請求日時点の被共済者の年齢が18歳以上の場合は、請求者は保護者ではなく、被共済者本人となる。

4. 第5条（共済事業の種類及び被共済者の範囲）

- (1) 主契約に放課後安心特約を付加した契約を「放課後安心プラン」と呼称する。
- (2) 主契約のみの加入者については、被共済者（加入者）に年齢の制限はない。
- (3) 放課後安心プランについては、大人だけの加入は認めない。（就学児童の加入を契約の絶対条件とする。）

5. 第6条（補償の対象となる活動）第1項（1）

- (1) 「子ども会の活動計画」とはあらかじめ年間行事計画書に記載された各行事をいう。
各行事のプログラムについては、原則として活動開始時間及び終了時間の設定があることまた、当日参加者の名簿を作成していることが必要である。

※次のような活動開始及び終了の時間設定がない場合は、非該当とする。

例示1：地域の祭りに集合をかけずに、三々五々参加する活動

例示2：地域の祭りに参加し、解散後、自由に楽しんでいる活動

※大集会・大会等で参加人数が多い場合は、当日の参加者の名簿の提出がなくとも、引率者が参加者を特定できるよう把握していることをもって可とする。

尚、審査上必要な場合は行事のプログラム及び参加者名簿の提出を求めることがあ

る。

- (2) 年間行事計画書の個別の「行事・活動」の実施予定日、会場、参加予定人数が変更となった場合でも、その変更内容の提出は不要とする。
ただし、「行事・活動」の追加および名称が変更となった場合については、実施日の前日までに当会に提出する必要がある。
- (3) 「管理下」とは子ども会の活動計画に伴う集合から解散までをいう。尚、管理する者が現場にいることを原則とするが、状況により現場に不在の場合も管理下として判断することがある。

6. 第6条（補償の対象となる活動）第1項（2）

- (1) 年間行事計画書に記載されている行事の調査及び準備活動は、すべて「子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動」とする。
- ・自治会活動の準備に子ども会役員として参加を依頼された場合、あらかじめ定められた調査活動（実地踏査）と判断する。ただし、有償で請け負った場合は該当しない。

7. 第6条（補償の対象となる活動）第1項（3）

- (1) 子ども会活動振興上必要な研修会・研究会および会議への参加であって、子ども会（育成会）長より派遣・参加について指示されたものを「子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動」とする。

8. 第6条（補償の対象となる活動）第2項

- (1) 「往復中」とは

a. 被共済者の住所（集合住宅の場合は：専用部分の出入り口（玄関）を出てからをさし、一戸建ての場合は：居住用の家屋を出たところとする）と指定の集合場所または解散場所とを結ぶ合理的な経路を通常経路として往復中とする。

なお、友人を誘う（送る）ため、又は、子ども会活動に必要な物品の調達のために経路を変更した場合は、変更経路を含め通常経路とする。

ただし、通常経路から逸脱（注1）又は中断（注2）した場合には、逸脱又は中断している間は通常経路とはならない。

（注1）移動の途中で子ども会活動に関係のない目的で合理的な経路からそれることをいう。途中で公園にて数人で遊び、事故が発生するケース等。

（注2）移動の経路上において子ども会活動とは関係ない行為を行なうことをいう。

b. 放課後体験活動事業においては「小学校から放課後体験活動場所」及び「放課後体験活動場所から被共済者の住所」の合理的な経路を通常経路として往復中とする。

c. 解散場所（放課後体験活動においては活動場所）から被共済者の住居ではなく、定期的に特定の場所（祖父母の住居や塾）に行く場合、往復中とする。ただし、管理者に報告があり、管理者が把握していることが必要である。

尚、その後特定の場所（祖父母の住居や塾）から被共済者への住居までの途上は往復中には含まない。

d.往復中の事故の場合は経路図の提出が必要である。

9. 第9条（共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項）第1項

（1）所定の手續きとは次の通り

a.主契約のみ加入の共済契約者

- ・共済契約申込書の提出
- ・加入申込書（加入者名簿）の提出（入力）
- ・年間行事計画書の提出（入力）
- ・掛金の振込

b.放課後安心特約付安全共済会「放課後安心プラン」加入の契約者

- ・共済契約申込の入力
- ・加入者名簿の入力
- ・掛金の振込

10. 第9条（共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項）第2項

（1）共済掛金、加入者名簿及び年間行事計画書はそれぞれ各号（(1)～(3)）に記載の期日までに都道府県・指定都市子連に着金、書類到着（入力）を要件とする。
（単に振り込み手續き、書類提出手續き完了日ではない。）

11. 第9条（共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項）第3項

（1）共済掛金及び加入者名簿はそれぞれ各号（(1)～(2)）に記載の期日までに都道府県・指定都市子連に着金、入力を要件とする。
（単に振り込み手續き完了日ではない。）

12. 第11条（追加加入に関する事項）

（1）放課後安心特約を付加した契約者の掛金及び補償開始日については次のとおりとする。

a.掛金が名簿提出（入力）日の翌月10日までに着金した場合。

- ・補償開始日は名簿提出（入力）日の翌日0時とする。

b.掛金が名簿提出（入力）日の翌月11日以降に着金した場合。

- ・当月11日～翌月10日までに着金した場合は当月1日0時

名簿提出（入力）日		掛金着金日	補償開始日
随時	a	名簿提出（入力）日の翌月 10日まで	名簿提出（入力）日の翌日0 時
	b	名簿提出（入力）日の翌月 11日～翌々月10日まで	名簿提出（入力）日の翌月1 日0時
		名簿提出（入力）日の翌々月 11日～翌々々月10日まで	名簿提出（入力）日の翌々月 1日0時

*以下同様に11日～10日までの振込単位で補償開始日を決定する。

令和5年4月1日施行
令和6年4月1日改正

【共済約款】

1. 第3条（共済金を支払う場合）第1項

- (1) 都道府県（指定都市）子ども会連合会組織の代表者（放課後体験活動事業を行う子ども会については契約者）が「被共済者が、共済期間中に子ども会活動中に被った」ことを証明する。（別表3の注1参照）

2. 第4条（共済金を支払わない場合）第1項③

- (1) 「就学前3年までの乳幼児」とは当該共済年度の4月1日現在年齢が3歳以下（4歳未満）の乳幼児をいう。
- (2) 「親族」とは6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。

3. 第4条（共済金を支払わない場合）第1項④

- (1) 子どもの登下校中は学校管理下にあるため、支払い対象外となる。
- (2) 大人の登下校見守り活動（年間行事計画書に記載された活動）は、支払い対象となる。

4. 第5条（死亡共済の支払）第1項、第2項

- (1) 死亡診断書又は死体検案書に基づき判断する。

5. 第6条（後遺障害金の支払）第1項

- (1) 別表の「等級」は医師作成の後遺障害診断書に記載された後遺障害区分に基づき判断する。

6. 第7条（医療共済金の支払）第1項

- (1) 健康保険等を適用しないで治療を受けた場合については支払対象外となる。
例えば、労災保険を適用して治療を受けた場合や交通事故で加害者の負担で治療を受けた場合等は支払対象外となる。
- (2) 「健康保険等を適用した医療費総額及び大病院の選定療養費（初診及び時間外診療の自己負担分）」は次のとおりとする。
 - a. 病院等が発行する医療費領収書、診療明細書等により判断する。
 - b. 治療器具の取扱いについては、規定はされていないが、装具製作費用実費を含めて判断する。実務上は医師の装具装着意見書・証明書等の添付により、「治療上必要であること」を確認する。また装具製作者が発行した領収証により金額を確認する。
 - c. 入院時の取扱いについては、規定はされていないが、食事療養費を含めて判断する。
- (3) 「平常の生活に支障がない程度になおった時」は病院等が病院等の治療を必要としないと判断した時を基準とする。
疑義が生じたときは、病院等を確認する。

7. 第 11 条（共済契約者の代表者等変更）

（1）所定の変更届とは「全子連HP上のWeb変更依頼」および「変更届」をいう。

8. 第 12 条（被共済者の所属子ども会変更）

（1）所定の変更届による当会への通知とは次を言う。

- a. ネット加入の場合は、変更先の単位子ども会が加入者情報を入力し、全子連に「お問い合わせ」から連絡する。
- b. 書類加入の場合は、変更先の単位子ども会が提出した「変更届」を共済契約者が当会へ提出する。

（2）被共済者が所属する子ども会を変更し、異なる契約者の子ども会所属となった場合も、新規共済掛金の振込は不要とする。ただし、放課後安心特約を付加した被共済者については異なる管轄地域（市区町村等）に所属する組織（放課後児童クラブ等）へ所属変更する場合は、脱退の上、新規加入として取り扱うので、特約掛金も含めて新規共済掛金の振込が必要である。

9. 第 25 条（事故の通知）第 1 項

（1）共済金請求の原因となる事故が発生した場合共済契約者、被共済者又は共済金受取人は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に全国子ども会安全共済会事故第一報報告書を提出しなければならない。
尚、事故の程度が軽微で発生から治癒までが 30 日以内である場合等は、事故第一報報告書の提出がなくても、共済金請求書兼事故証明書の提出を以って事故の通知が完了したものとみなすことができる。

10. 第 26 条（共済金の請求）第 1 項、第 2 項

（1）共済請求権発生日から 3 年を経過した場合は、時効により請求権は消滅する。

（共済約款第 29 条）

（2）被共済者又は共済金受取人は、共済金請求権の発生した日から 60 日以内に所定の書類を都道府県・指定都市子連に提出しなければならない。

11. 第 28 条（共済金の支払時期）

（1）請求完了日とは不備のない必要書類を、当会にすべて提出完了した日をいう。

（2）支払時には、請求者及び契約者に支払金額等を通知する。

（3）不支払い又は削減とした場合は、その事由を明確に示して請求者及び契約者に通知する。

【放課後安心特約約款】

1. 第5条（特約死亡共済の支払）第1項、第2項
（1）死亡診断書又は死体検案書に基づき判断する。
2. 第6条（特約後遺障害金の支払）第1項
（1）別表の「等級」は医師作成の後遺障害診断書に記載された後遺障害区分に基づき判断する。
3. 第10条（医療共済金の支払）第1項（3）
（1）「平常の生活に支障がない程度になおった時」は病院等が病院等の治療を必要としないと判断した時を基準とする。
疑義が生じたときは、病院等に確認する。
4. 第10条（特約共済金の請求）第2項
（1）特約共済請求権発生日から3年を経過した場合は、時効により請求権は消滅する。
（共済約款第29条）
（2）被共済者又は特約共済金受取人は、特約共済金請求権の発生した日から60日以内に所定の書類を都道府県・指定都市子連に提出しなければならない。
5. 第11条（共済約款の読み替え）・・・（事故の通知）
（1）特約共済金請求の原因となる事故が発生した場合、特約共済契約者、被共済者又は特約共済金受取人は、その原因となった事故の発生日からその日を含めて30日以内に全国子ども会安全共済会事故第一報報告書を提出しなければならない。
尚、事故の程度が軽微で発生から治癒までが30日以内である場合等は、事故第一報報告書の提出がなくても、共済金請求書兼事故証明書の提出を以って事故の通知が完了したものとみなすことができる。
6. 第11条（共済約款の読み替え）・・・（特約共済金の支払い時期）
（1）請求完了日とは不備のない必要書類を、当会にすべて提出完了した日をいう。
（2）支払時には、請求者に支払金額等を通知する。（放課後安心プラン契約者に対しては主契約も含めて支払金額等の通知は行わず、支払手続き完了をメールで連絡する。）
（3）不支払い又は削減とした場合は、その事由を明確に示して請求者及び契約者に通知する。
7. その他（約款第12条（被共済者の所属子ども会变更）及び第13条（被共済者の脱退））
（1）放課後安心プラン加入者については、現在所属する組織（放課後児童クラブ等）から異なる管轄地域（市区町村等）に所属する組織（放課後児童クラブ等）への所属変更の取り扱いは行わず、脱退とする。従って、転居等により異なる管轄地域（市

区町村等)に所属する組織(放課後児童クラブ等)の放課後安心プランに加入を希望する場合は、新規中途加入として取り扱う。

(尚、主契約のみの加入者については、従来からの慣例に従い、異なる契約者への所属変更の取り扱いを認めている。)

令和5年4月1日施行

令和6年4月1日改正